

広島県農業会議第8回常任会議員会議議事録

1 日 時 平成24年11月16日(金)13時30分から15時06分

2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(16名)

1番 河野 信義	2番 梶原 安行	3番 山崎 昭弘	4番 倉本 寛
6番 片山 博	7番 河村 昇	8番 佐伯 知省	10番 中谷 憲登
11番 徳永 邦雄	13番 重本 貞雄	14番 小泉 俊雄	15番 下垣 雅史
16番 横田 武	18番 藏田 義雄	19番 中村 雅宏	20番 山崎 逸郎

4 欠席会議員(4名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について
第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 情報提供

(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策を活用した再生実施状況
広島県土地改良事業団体連合会

7 県及び市町農業委員会職員出席者

(1) 広島県

広島県土地改良事業団体連合会	総務部次長	児玉 雅彦
農林水産局農業技術課	主 幹	橋本 義彦
農林水産局農業技術課	専門員	大瀬戸啓介

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会	主 査	稲田 雅之
三原市農業委員会	事務局長	北山 静美
尾道市農業委員会	専門員	大木原 健
庄原市農業委員会	事務局長	岸 達三
東広島市農業委員会	主 査	福島 眞
安芸高田市農業委員会	専門員	安田 勝明
江田島市農業委員会	事務局長	神田 彰
北広島町農業委員会	係 長	田中 正基
神石高原町農業委員会	事務局長	竹中 秀文

8 広島県農業会議

事務局長	小林 修二
農地相談員	江上 正一
次長兼総務課長	高橋 誠

9 議事内容

小林事務局長

ただ今から、平成24年度第8回常任議員会議を開会いたします。
開会にあたり、藏田会長がごあいさつを申し上げます。

藏田会長

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
本年度、第8回の常任議員会議を開催しましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席をいただき、ありがとうございます。

まず、先月の19日及び24日に県内2会場で実施しました「農業委員等研修会」には、大変ご多忙な中を、1号議員の皆様方をはじめ、農業委員及び事務局職員総勢406名の参加をいただきました。

今回の研修テーマは「人・農地プラン策定の推進」とし、県の担い手支援課の月岡主査から「人・農地プラン策定の意義と集落の話し合いの進め方」について、世羅町に出向されて集落法人の設立を推進された体験に基づいた実践的な話をいただきました。

また、いち早く取り組みを始められた広島市農業委員会及び東広島市農業委員会から事例報告をしていただきました。人・農地プランへの農業委員会の取り組み方法等についても、認識を共有していただくことができたものと思っております。

1号議員の皆様方には地域での積極的な取り組みを、また農業団体の皆様方には地域での取り組みへのご支援・ご協力をお願いします。

さて、衆議院が解散をしまして、今日の4時ですが閣議へ集合して衆議院を解散するということを言われるわけですが、「環太平洋経済連携協定（TPP）」については、野田首相が今月18日からの東アジアサミットに出席の際、交渉への参加表明をするのではないかとの報道があります。

これを受け、全国農業会議所では、11月13日に二田孝治会長と太田豊秋TPP等対策特別委員長が、佐々木農林副大臣、田名部民主党農林水産部門会議座長等に緊急の反対要請を行われたところです。

この要請の内容は、「①政府は、秘密交渉を中止し、具体的かつ全ての情報を速やかに開示し、政府統一の判断基準を設けたうえで正確な分析を行うべきである。

そのうえで、再度、国民的議論の場を設定すべきである。②政府は、アジア太平洋自由貿易圏を目指し、TPPに限らず日中韓FTA及び東アジア経済連携協定等、さまざまな連携を並行して進めていく方針だが、まずは各国が互いに尊重し、多様な農業の共存が図られることを前提とした経済連携を目指すべきである」という2項目です。

農業委員会系統組織としては、JAグループ等と連携して「TPP交渉参加反対」の運動に取り組んできましたが、来る12月6日に開催される全国農業委員会会長代表者集会において、再度「TPP交渉への参加反対を求める要請決議」を行い、中央要請と併せて、各都道府県選出の国会議員への要請活動を行うこととしております。解散をすれば、先生方は皆、地域へ帰るということで、どうしても参議院中心になるとは思いますが、よろしく願いいたします。

この代表者集会には、本県から会長さんなど20名の参加を予定しております。国会議員への要請活動に全力を挙げて取り組むことが、私たちが今やらなければならない責務だと思っておりますので、よろしく願いします。

実は、今日の4時に発表される時に、私たちが心配しておりましたさまざまな政党、16も新しく政党が立ち上がるようです。広島県選出の亀井静香先生も、山田農水大臣が民主党から離れられまして新たな政党を立ち上げるということで、いろいろ模索をされておりますが、TPPと原発はどうしても反対だということを全面に掲げて選挙をするということをおっしゃっておられます。世の中の状況が少しずつ変化しているのを、国会の先生方、またそれに携わる官僚の方々も、少し頭を軟らかくしていただければと思っております。

さて、本日の会議は、広島市ほか13市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、5条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、情報提供として「耕作放棄地再生利用緊急対策を活用した再生の実施状況について」を予定しております。

皆様方には、どうか慎重なるご審議をいただきますようお願い申し上げます。ところでございますが、本当にこれからの選挙は人物本位になるのではなかろうかなと思っております。しっかりとご議論を、また政策を見極めた上での選挙に参加ということでお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料は、資料1の4ページ2番、北広島町農業委員会からありました墓地への転用案件ですが、右側の調査結果欄で「規則第33条第4号」とありますが「規則第37条第3号」の誤りです。修正をお願いいたします。

それ以外は変更はございません。ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。

会則第37条の規定により、会長に議長を務めていただきます。

藏田会長、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数20名、うち本日の出席は16名です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を私の方から指名いたします。●番、●●会議員、●番、●●会議員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

それでは、今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4ページ上段の「総括表（県合計）」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ24、実14市町農業委員会から127件、76,830.67㎡、うち「4条」関係が10市町農業委員会から36件、13,389.60㎡、「5条」関係が14市町農業委員会から91件、63,441.07㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計欄をご覧ください。

主要なものを見てもみますと、件数では「住宅」が57件で44.9%、次いで「その

他」が31件で24.4%、「駐車場」が21件で16.5%、「資材置場」が9件で7.1%、「公共施設」が4件で3.1%となっております。

面積では、「住宅」が27,796.71㎡で36.2%、次いで「駐車場」が17,289.38㎡で22.5%、「その他」が17,043.00㎡で22.2%、「資材置場」が9,261.00㎡で12.1%、「植林」が2,957.00㎡で3.8%、「公共施設」が1,592.58㎡で2.1%となっております。

なお、「その他」の欄、大きく出ておりますけれども、ここには太陽光発電システム6件の12,000㎡余が入っております。そういった関係で「その他」が大きくなっていると考えております。

なお、主要案件につきましては、関係の市町農業委員会から後ほど説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長 　ただ今の説明について、皆様方の方から、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

常任会
議員 　（質疑、特になし）

議長 　ご質問がないようですので、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題とさせていただきます。

それでは、尾道市農業委員会からお願いいたします。

尾道市 　尾道市農業委員会です。

農業委 　資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

員会 　1番の案件について説明します。

宗教法人●●寺による、墓地の駐車場への転用事案です。

宗教法人●●寺は、尾道市●●町に主たる事業所を置く●●宗のお寺です。

このたび、墓地に必要な30区画の駐車場を設けるため、墓地に隣接する申請地を転用しようとするもので、同時に5条申請された資料1の6ページの1番との合計で2,599㎡の転用面積となっております。

安芸高
田市農
業委員
会

申請地は、尾道市役所から●へ約2kmに位置する第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、宅造許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

安芸高田市農業委員会です。

資料1の2ページ及び9ページの1番、2番、そして資料3の2ページをご覧ください。

農地法第5条の事案と同時申請をしておりますので、併せて説明します。

●●氏によります、建売住宅・駐車場及び団地内道路への転用事案です。

●●氏は、安芸高田市●●町に居住し、不動産業を営んでいます。

このたび、所有地を含め、周辺の耕作放棄地になっている申請地に建売住宅等を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、安芸高田市役所から●へ約1.1kmに位置する第2種農地です。申請地周辺には、中学校や住宅団地などがあり市街化が進んでいる場所であり、また事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

北広島
町農業
委員会

北広島町農業委員会です。

資料1の4ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

●●氏によります、墓地への転用事案です。

●●氏は、広島市安佐北区●●に居住する会社員です。

このたび、広島県が施工する●●事業において、既存の墓地が施行区域に係るため移転が必要となることから、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、北広島町役場から●へ約10kmに位置し、●●として、平成2年度から平成12年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。申請人の所有する農地はほとんどが第1種農地であり、ほかに適当な土地もないことから、やむなく現在の申請地を転用するものです。

本件は農地法施行規則第37条第3号「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第9条第3項の規定に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、農振農用地区域からは除外されています。

議長

以上で、説明が終わりました。

今回、諮問のありました案件について、36件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議長

ご質問がないようですので、採決に入らせていただきます。

第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって、第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いいたします。

三原市

三原市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

1番の案件について説明をいたします。

医療法人●●によります、既存施設拡張に係る転用事案です。

申請者は、三原市に事務所を置く医療法人です。

このたび、当該法人の開設する●●病院の施設耐震化整備に伴う、既存職員駐車場を含む病院敷地への増築工事实施にあたり、職員駐車場が不足するため、新たに職員用駐車場として申請地を取得し転用しようとするものです。

なお、本案件につきましては、当初病院敷地に隣接した転用可能な土地がなく、病院敷地の近くにある同法人所有の田を、平成25年3月31日まで一時転用許可申請し、平成24年度第2回常任会議員会議において許可妥当の答申を受けた後、一時転用の許可を受けましたが、許可後に病院敷地に隣接する本申請地を所有権移転により取得できる準備が整ったため、平成24年6月1日付けで一時転用許可を取り消し、あらためて本転用申請を提出するものです。

申請地は、三原市役所●●支所から南へ約5kmに位置し、三原市●●地区として昭和59年度から平成4年度にかけて実施された、●●事業により整備された第1種農地です。

既存の職員駐車場は病院敷地内にあるため、新たな職員駐車場も既存病院敷地のすぐそばにあることが必要です。しかし、周辺の農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく病院敷地に隣接した申請地を選定しました。

本件の転用面積は、既存施設用地の面積の2分の1を超えるものではないため、農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続きまして、資料1の5ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

●●氏による一般住宅への転用事案です。

申請人は、現在、広島市●●区に居住しています。

このたび、農業後継者として家族とともに実家のある三原市●●町へ移住し、親と同居するにあたり、現在の住居では手狭なため、親が所有する本申請地を借り受

け、一般住宅へ転用しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所から南へ約5kmに位置し、●●工区として昭和56年度から平成4年度にかけて実施された●●により整備された第1種農地です。

申請人の家族が所有する農地は全て第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請人の親の住居に隣接する申請地を選定したものです。

本件は農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

以上説明しました2件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

尾道市
農業委
員会

尾道市農業委員会です。

資料1の6ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

2番について説明します。

宗教法人●●による、寺の駐車場への転用事案です。

宗教法人●●は、尾道市●●町に主たる事業所を置く●●宗●●派のお寺です。

このたび、参拝者用に41区画の駐車場を設けるため、申請地を取得し転用しようとするものです。

申請地は、尾道市役所から●へ約7km、山陽自動車道尾道インターから●へ約2kmに位置する第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の8ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

1番について説明いたします。

●●建設株式会社によります、工業用事務所及び資材置場に係る一時転用事案です。

●●建設株式会社は、東京都に本店を置き、土木建築業を営む会社です。

このたび、●●の高架橋建設工事に伴い、現場事務所及び資材置場が必要となったため、申請地を平成26年4月20日まで一時転用しようとするものです。なお、一時転用後は畑として復元する計画です。

申請地は、東広島市役所の●約7kmに位置し、●●地区として昭和51年度から昭和52年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地で、農振農用地区域内農地です。

周辺の農地は第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、工事現場に近接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第18条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を生じるおそれがないと認められること」として農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の9ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

3番の案件について説明します。

株式会社●●によります、太陽光発電パネル設置に係る転用事案です。

株式会社●●は、三次市●●町に本店を置き、太陽光発電設備、施工、販売、保守等を行う電気事業者です。

このたび、太陽光発電パネルを設置するため、申請地を設置用地として20年間の賃貸借契約をし、転用しようとするものです。

申請地は、中国自動車道●●インターチェンジ東側に接する第2種農地で、平地であり、日当たりも良く、太陽光発電設備に最適地と考え選定されました。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

江田島

江田島市農業委員会です。

市農業
委員会

資料1の10ページ及び資料3の9ページをご覧ください。

3番の案件について説明いたします。

●●氏によります、賃貸用共同住宅建設に係る転用事案です。

●●氏は、現在、広島市に在住しています。

このたび、共同住宅及び駐車場を建設するため、申請地を取得し転用しようとするものです。

申請地は、江田島市役所から●●に約800mに位置し、水管・下水道管が埋設された市道の沿道にあり、500m圏内には●●センター、●●図書館、●●中学校、●●スポーツセンターなどがあり、第3種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

北広島
町農業
委員会

北広島町農業委員会です。

資料1の12ページ及び資料3の10ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、資材置場への転用事案です。

●●氏は、北広島町●●に居住し、給排水衛生設備工事を行っています。

このたび、業務拡張に伴い、現在の資材置場が手狭となり、このため近くの申請地を転用しようとするものです。

申請地は、北広島町の北部、北広島町役場●●支所から南東へ約4.5kmに位置し、●●地区として平成3年度から平成13年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

譲渡人の所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく現在の申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、農振農用地区域からは除外されています。

神石高原町農業委員会

神石高原町農業委員会です。

資料1の13ページ及び資料3の11ページをご覧ください。

1番について説明いたします。

●●氏による、一般住宅の駐車場への転用案件です。

●●氏は譲渡人の娘婿で、申請地の農地に隣接するところに住居を構えた公務員です。

家族で利用する駐車場が手狭なため、必要最小限である3台分の駐車場を転用するものです。

申請地は、神石高原町役場から●へ約500m、●●工区として昭和55年度から昭和57年度にかけて●●事業により整備された第1種農地です。

●●氏は住居近くに土地を持たず、やむを得ず、申請地を選定したものです。

農地法施行規則第33条第4号に該当し、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で、第1種農地の不許可の例外に該当するものとし、周辺地域に影響もなく、許可されるものとして申請しました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

議長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、三原市及び安芸高田市農業委員会の転用案件について、11月9日に地元農業委員会会長の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任会議員さんをお願いいたします。

●●常任会議員

●●です。資料1の5と資料3の4、先ほど、三原市農業委員会さんが説明されたのですが、この件につきまして、11月9日10時25分から現地調査を行いました。

調査農業委員会は、三原市農業委員会さんです。調査員は、私と、竹原市の●●農業委員会会長さん、立会人として三原市農業委員会の●●会長、●●農業委員さん、農業委員会職員さんと広島県農業会議職員さんでございます。

調査案件ですが、これは医療法人●●の職員駐車場への転用案件です。ここは4,259㎡の第1種農地で、●●の●●さんという理事長が言われることなのですが、要は職員駐車場が90区画ほしいということです。

現地調査にまいりましたけれども、「申請地の状況」です。申請地は、三原市役所●●支所から南へ約5kmに位置し、三原市●●地区にあります。ここは昭和59年度から平成4年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

北側は、●●の関連会社である●●の洗濯工場があります。西側は病院、南側は市道、東側には水田が広がっておりました。申請地の南側には、道に沿って上側に用水路、下側に排水路が整備され、東側にある水田はこの水路を利用して耕作しています。

②として「転用する理由」ですが、この医療法人●●はグラウンドを職員駐車場として利用されておりましたが、施設の耐震化設備、今、工事をしておられましたが、病院敷地に施設の増設工事を実施することになり、職員駐車場が不足するため、新たに職員用駐車場として申請地を取得し、転用しようとするものであります。

「申請地の選定理由」です。職員駐車場は病院敷地のすぐそばにあることが必要ですが、周辺の農地は第1種農地ばかりであり、病院敷地に隣接した転用可能な土地がなく、南側に山があったので、あの山を削ってはどうかとは思いましたが、これも時間とお金がかかります。すぐには無理です。やむなく近くにある田3筆を取得することになったため、今回申請したものです。

転用の妥当性は転用面積は既存施設の2分の1を超えるものではないため、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の2分の1を超えないもの」という制限がありますが、第1種農地の不許可の例外に該当します。ちなみに病院施設の面積は20,600㎡で、大きな病院です。

職員数が、ここに書いてありますが406人。既存の職員駐車場が何カ所かありましたが、今回の転用申請は必要最小限の面積と認められます。

申請地の位置、被害防除措置計画から見て周辺農地に悪影響が生じるおそれはないと認められます。

⑤番の「他法令の状況」ですが、農振農用地区域からの除外申請については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

私どもは、現地調査の結果2点ほど気になったことですが、約4反、1,200坪の農地へ、普通であれば1時間に50mmの雨が何時間降っても、だいたい用水路というのはそれに耐えうるような設計になっているはずですが、農地の場合は、水が土地の中へ何割かは浸透し、何割かは水路を通過して川へ出ます。1,200坪に一度にざっと大雨が降った場合、付近の用水路が満杯になってあふれるということで近所に迷惑がかかるだろうと質問したのですが、100mぐらい向こうに大きな川がありますので、その心配はないようです。

もう一つは、ここに406人の医療機関の従業員さんがおられるのですが、おそらく入院患者は何百人、これ以上の方がおられると思います。この地域の一種の産業という用語がありますが、基幹産業、これも語弊があると思いますが、要するに、この地域の重要な施設です。この地域に、もしこの病院がなければ、ずいぶん過疎化になって、小学校も廃校になるのではというような話が少し出ましたが、やはり地域社会のみんなの幸せのために、又は経済的、社会的、いろいろな面から考えまして、ぜひこの病院を盛り立てたいと。入院する人、それを見守る人、医療者も含めて、みんなの幸せを考えれば、ぜひ応援してあげたいと思います。

そういうことで、一応、立会人として賛成の方向ではあります。これで説明を終わります。

議長

●●常任会議員さん、大変ご苦労さまでございました。

続きまして、安芸高田市農業委員会の現地調査については、調査員である三次市農業委員会の●●常任会議員さんからの報告となっておりますが、今日のご欠席ということで伺っておりますので、事務局から報告をさせていただきます。

●●次
長兼業
務課長

同じく資料4をご覧いただきたいと思います。4ページです。

調査に同行しました、私、●●が報告いたします。

調査日時ですが、同じく11月9日15時から、安芸高田市役所の方で概要説明を受けまして、現地を確認いたしました。

調査員は、三次市農業委員会の●●会長、北広島町農業委員会の●●会長さんで

す。立会人としまして、安芸高田市農業委員会の●●会長、農業委員会事務局職員の方、そして私ども農業会議により調査をしております。

対象案件については、太陽光発電パネルの設置への転用ということで、農地法第5条関係でございます。

所在地ですが、申請地は安芸高田市●●町で、田2筆でございます。面積は9,298㎡、第2種農地です。申請人は、電気事業者であります株式会社●●、転用計画は太陽光発電設備ということで483kW、太陽光パネル3,880㎡、パワーコンディショナ、昇圧トランスというものを設置する予定でございます。

調査結果の欄ですが、まず①番の「申請地の状況」は、先ほど農業委員会からもありました中国自動車道●●インターチェンジに隣接する第2種農地です。位置としましては、北側には譲渡人の自宅、東側は第三者の畑で一部不作付地がございました。西側は市有地、南側は高速道路に接しているという状況です。

②番の「転用する理由」ですが、申請人は三次市●●町に会社を置く●●です。この株式会社●●は、株式会社●●、株式会社●●、有限会社●●の3社によりまして今年の6月に設立した株式会社ということで、できたてほやほやの会社でございます。

そして、先ほどもありました太陽光発電設備の設置、また電気の販売等を営む会社と聞いております。今回、中国電力に電気を売電するため、20年間の賃貸借契約により転用するという計画です。

「申請地の選定理由」ですが、周辺には山がなく、日当たりも大変良いということで、太陽光発電に最適な場所と考えて選定をされております。

「転用の妥当性」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで、選定理由、転用目的、事業規模等から見ても許可妥当と判断しております。

被害防除の関係ですが、周辺に保安用のフェンスを設置して、周辺の農地に悪影響を及ぼさないものということになっております。

「他法令の状況」は、農振農用地区域からは既に除外をされております。そして、再生可能エネルギー発電設備認定申請を申請中でございます。

次のページをご覧いただきたいと思っております。

当日に撮りました写真等でございますが、まず5ページの上の方が航空写真で

す。申請地、赤で囲っている左側の方が●●インターチェンジの料金所ということで、入り口の道路に接しているという状況です。下の図の方は、譲渡人の家の側から撮っておりまして、農地には手前に長ネギが植えられている、今も耕作をされているという状態の現場でございました。

そして6ページですが、上の方が高速道路側から撮った写真、そして反対側の方から撮った写真ということで、双方から現場の写真を撮らせていただいております。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて91件の諮問を受けております。

これらについて、皆様方から、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議長

ご質問がないようですので、採決に入ります。

第2号議案につきましては、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって、第2号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には大変ご苦労様でした。

次に情報提供に入ります。

「耕作放棄地再生利用緊急対策を活用した再生実施状況について」ということで、広島県土地改良事業団体連合会の●●次長さんをお願いいたします。

●●様、どうぞよろしくをお願いいたします。

次長

ただ今ご紹介をいただきました、広島県土地改良事業団体連合会の●●でございます。

私の方は、広島県の耕作放棄地再生利用推進協議会の事務局を担っているということで、本日は耕作放棄地の再生利用緊急対策を活用した再生実施状況について説明をさせていただきたいと思っております。

資料5をご覧ください。

まず初めに、皆さんご存じだと思いますけれども、耕作放棄地は昭和60年には全国で13万haあったわけですが、平成に入ってから、かなり増加しております。資料には付けておりませんが、平成2年には全国で21万ha、平成22年には約39.6万haということで、この20年間で倍の数字になっています。

こういう中で、耕作放棄地の状況になっている主な方は、土地持ち非農家とか、あるいは自分たちで家族が食べるだけの農家の方が占めているということです。面積割合で言いますと、山間農業地域というのが一番面積が多いようで、都市地域というところも、ここ10年ぐらい増加傾向に至るということでございます。

その中で耕作放棄地でございますが、平成20年から始められました全体調査という、耕作放棄地の状況を調べる調査がございました。平成20年度、県内でも約4,080haの耕作放棄地があるという調査結果が出ております。その中には、草等が茂る程度の青判定のところ、あるいは木が生えておりますが再生可能な黄色判定のところや、木が生い茂って、もう再生不可能な土地というようなところも含めて数字が出ております。一部、解消はされているというふうに聞いておりますが、まだまだ進んでいないのが今の現状だということでございます。

その中で耕作放棄地の再生ということで、資料の1ページ目の方に、農地法の改正等によって農地の有効活用の促進というようなことが示される中であって、国の方として、平成32年までに全国で10万haを再生しようという目標が定められております。

県内では、「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」の中で、平成32年までに700haの再生を目標として定められております。市町ごとに具体的な目標数値、面積は示されていないかもしれませんが、これから関係者と連携して取り組むこととなっております。

この耕作放棄地の再生に向けた取り組みへの支援事業として、耕作放棄地再生利用緊急対策ということで、資料の2ページ目に「平成24年度耕作放棄地再生利用緊急対策の概要」というのをお付けしております。このような事業を活用して再生をしていこうということで、平成21年から始まった国の事業です。この事業は5年間の事業でございます、平成25年度、来年が最後の年ということで、今年は4年目となっております。

この概要を説明しますと、上に書いてありますように、荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり等の取り組みに対する総合的な支援ですよということでございます。

右側の「耕作放棄地再生利用交付金」の下に「再生利用活動」ということで「再生作業」、これは反当10a当たり5万円の定額、10a再生するのであれば5万円ほど支援をするという事業でございます。また、自分でできない、あるいは重機を使って再生をするということになれば、その事業費の半分について国の補助を受けることができますよという事業です。

そして、「土づくり」ということで、2年目に関しては、これも10a当たり25,000円の支援を受けることができますし、「営農定着」ということで、これらについても違う何か、例えば果樹の肥料がいるということになれば、そこにあるとおり25,000円の支援を受けることができますよという事業でございます。

ほかにも、ウに書いてありますように「経営展開」、加工品の試作とか試験販売等についても定額で支援を受けることができます。

また②の「施設等補完整備」です。耕作放棄地を再生する場合、どうしても道路や水路の整備というの必要になってきますので、その辺に対して支援を受けることができます。また農業機械ということでトラクター等の購入、あるいは施設等ということでハウスの設備、これらの点についても2分の1の支援を受けることができますということです。定額で25,000円という小規模な基盤整備もできるようになっております。

このように耕作放棄地の再生利用に向けた事業がございます。この事業を受けるということは、受けた後、再生した上で5年間以上は営農をすることが条件となっております。

続きまして、次のページをご覧ください。「耕作放棄地再生利用緊急対策の実施体制」ということで、お金の流れですが、国の方から再生利用交付金ということで、県の協議会へお金がおりるようになっております。これが今、私どもが事務局を持っております広島県耕作放棄地再生利用推進協議会ということですよ。

それから、市町ごとに耕作放棄地の協議会というものを設立していただいております。昨年、耕作放棄地の協議会の方を水田協、担い手協と統廃合して、農業再生協議会というかたちで設立をということで国の方からも指導がありまして、農業再生協議会の方に移行されているところもありますし、その下部組織として耕作放棄地協というかたちで現在も残っておられるところもあるかと思っております。

ですから、市町に一つは、そのような協議会はあるはずですよ。その中で、耕作放棄地の再生に向けて推進を図っていただいております。そのメンバーには、農業委員の方も含まれていると思っております。その地域協議会のもとに、農業者の方からそのような再生作業をしたい、再生をしたいということがあれば、交付金を受けるという流れになっております。

資料の一番最後の方に、平成20年から23年までの取り組みということで、「耕作放棄地再生利用緊急対策実施状況」という、小さい数字ですが一覧表を付けております。

取り組みですが、平成21年度から23年度までの3年間で、6市町38地区で16haについて再生を行っております。支援費用としては、県内では約8,500万円ということですよ。平成20年度は一部実験事業というかたちで取り組んでおりますので、それを合わせますと7市町39地区で18.7haについて、この事業を使って再生をしたということがございます。

内訳を見ますと、この事業を使って取り組まれる事例として多く見られるのが、大規模農家、そして農業生産法人ということで、区域内にある耕作放棄地を再生して、そういった法人として規模拡大を図るということで取り組まれている例が多くございます。

また、企業参入というかたちで、東広島市であれば、●●の●●農園さんがジャ

ガイモを植えて、自らが耕作放棄地の再生を図って経営規模を拡大されているというような例もございます。●●農場さんなどは花卉の方を、再生して花を植えられたり、●●町では新規就農者がレモンの栽培ということで、耕作放棄地を再生してレモンを栽培する取り組みをされています。

あるいは福山市であれば、●●地区で、●●さんがハウスを設置してキクの苗木に取り組みられているという事例がかなり多く見られます。また、●●町で●●さんがトマトの栽培にハウスを設置して取り組まれております。企業参入からすれば、まとまった耕作放棄地があれば再生して、なおかつこの事業では、再生プラス、先ほどご紹介しましたようにハウスの設置等についても支援を受けることができますので、その辺の取り組みについて活用されているというところが見られます。

福山市さんにおかれましては、小さい面積で大きくされております。市の方針として耕作放棄地の再生をということで取り組まれており、身近な地域の集落の自治組織の中に耕作放棄地の再生協議会を設立して、地域で耕作放棄地を再生していこうという取り組みをされております。

ですから、野菜等、あるいはイチジクの栽培というような取り組みをされたり、昔の田尻南瓜というような南瓜、昔あったカボチャを、もう一回植えようということで種をもらってきて植えたりする取り組み、あるいは、そこで取れた野菜等を学校給食で利用していくというような取り組みがされております。

資料に戻っていただいて、昨年、この席で事例集があったので、事例をかなり紹介させていただきましたが、今年新たな事例ということで、安芸高田市の●●地区の事例を一つ付けております。

これは平成22年度に0.3haの耕作放棄地を再生したという事例です。この地域、県営ほ場整備事業を機に農事組合法人を設立しようということで取り組む準備をしていたところ、ちょうど国道から地区の入り口に入るところに荒れた農地があったということで、そこはほ場整備をされていないようなところであったけれども、イメージダウンになるということがあって、景観の保全を行うということと、組合のほうも経営規模を拡大するという点で、これを再生して法人で面倒を見よう。そういうことで、●●という農事組合法人が耕作放棄地の再生を図られたということでございます。

所有者の方は市外の方でございました。毎年、耕作放棄地になっているというこ

とで気にはなっていたし、時々草刈りなどをシルバーに頼んではやってもらっていたけれども、とても面倒見られないということで、所有者の方からもOKを頂いて法人が取り組まれたという事例でございます。

区画整理をして、暗渠排水。そして、道がなかったということで、田に入る進入路も含めて耕作道をつけられたということです。そして平成23年からは、水稲を法人の方が作付しているという事例です。

次のページにありますように、再生活動、あるいは利用活動を見ましても、下の方の利用活動という面では、法人さんの●●というところの取り組みとして理解していただければと思います。水稲だけではなくて、麦、大豆、野菜等に取り組まれているということで、大豆については豆腐への加工にも取り組まれているという事例です。

その次に、「耕作放棄地再生利用緊急対策実施状況」ということで、これは一覧表を付けております。平成24年度の実績状況です。5市町9地区4haでの再生作業が行われているという状況です。

安芸高田市の●●地区については、もう再生は昨年やっております、今年は営農定着ということでブルーベリーを作付けするということへの支援。福山市の●●地区等、●●のところの区域は、学校給食の方に作付したものを提供するという取り組みをされていたり、●●地区についてはナツメを植えるということで、地元出身の社長さんが地元を再生したいということで取り組まれている事例です。

世羅町の●●地区は、平成23年度から取り組んでおります。これについては後からとさせていただきます、尾道市はUターンで帰られて野菜を作りたいということで、これは尾道市さんが新たに今年度から取り組まれた事例です。

次のページに、「世羅町●●地区の耕作放棄地再生状況」ということで、平成23年度から2.5haで取り組んでおります。世羅町の●●市という国営の●●団地の再生をしたところですが、平成18年に、前所有者が西洋梨の栽培を行っていたのですが、災害や労働者不足等いろいろな条件が重なって、栽培不可能ということで耕作放棄地の状況になっていたとあります。

写真を見ていただければ分かるように、果樹ですので木が生えて草がぼうぼうです。あるいは、果樹棚、防風設備等そのままになっていた状況でございますけれども、真ん中の写真にありますように抜根整地作業を平成23年に行って、一番下に

ございますように整地された状況でございます。

この地区は、福山市にあります●●というところが企業参入として、株式会社●●●●というのを設立して取り組んでおります。この整地された写真の土地の上にハウスを設置する予定でございます。これは24年度に取り組んでおまして、今年度内には完成するという事で、今、写真はありませんが、幅8m、奥行き48mある連棟のハウスを三つ設置するという考えでおられるそうです。葉物の野菜ということで、レタス、トマト等、水耕栽培でされるというふうに聞いております。

事業費として、約4,800万円程度ということで取り組まれると聞いております。再生作業に関しては、私どもの方の事業を使って約2,300万円ほど支援をしているということです。ハウスに関しては県の方の支援があるというふうに今聞いており、大まかでありませけれども、このような取り組みをされているという状況です。

平成24年度の取り組みは、まだまだ少ないのですが、もう一つ、呉市の方では果樹について取り組みを検討されていますし、世羅町では新たな新規参入や企業参入というところで耕作放棄地を活用した取り組みを検討されているようです。

また、これに関しまして2点、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業というのがございます。これは東日本の被災を受けた方々への支援ということで、実は東広島市の●●の方に、福島県の●●町から被災された方が昨年来移り住んで米づくりをされています。この被災者支援、営農支援ということで、借家の周辺、約1ha程度の耕作放棄地を再生して、野菜やブルーベリーに取り組みたいということをおっしゃっているということで、市の方にも相談がありましたので、市の方からこちらにも相談があつて、実際に本年度から取り組みたいというお話を聞いております。

被災者支援ということで、被災者自らが農業経営を別の都市でやりたいというときに、このような支援を受けることができるし、また集落法人等が被災者の雇用のために耕作放棄地を再生して取り組みたいということになれば、そういう支援もできるということでございます。

このような事業もございます。この事業、どうしても受け手の問題というのが大きな問題になっておりますし、土地条件等によっては受けられないというようなことも、よく聞いております。また、所有者自らが荒らした土地について、耕作放棄地の再生をということの一部認められなかったのですが、戦略作物を栽培するので

あれば可能ですよということで変わってきておりますので、その辺もこういったものを受ければ可能なこともあるのではないかと考えております。

最後になりましたが、耕作放棄地の対策というのは、再生した農地をいかに有効に活用するかというのが重要だと思っております。このため、今後も関係団体あるいは組織と連携して、耕作放棄地の再生に向けての取り組みが必要であると考えております。

協議会といたしましても、関係団体と協力して耕作放棄地の再生に向けた取り組みを支援してまいりたいと思っておりますので、皆様方の一層のご協力をお願いしたいと思います。

以上、私の方から説明させていただきました。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

●●次長様からのご説明について、皆様方の方から、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

●●常
任会議
員

これは面積要件はありますか。

●●次
長

ありません。

●●常
任会議
員

いくら少なくともいいのですか。

●●次
長

はい、ただ農振農用地内農地ということが条件ではあります。

あとは、先ほど話をしましたように、全体調査の中で緑とか黄色という色つけがしてあるところですね。あれは市町の耕作放棄地の再生計画にのっるとということなので、その辺は今からつくっても大丈夫なので、もし具体的にあれば、市町の方

に問い合わせをしていただければ、耕作放棄地であるかどうかというところは判断できると思います。

議長 ほかにご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会
議員 (質疑、特になし)

議長 ご質問がないようです。●●次長さん、大変お世話になりました。ありがとうございます。拍手をもってお送りいただければと思います。

常任会
議員 (拍手)

議長 次回の情報提供につきましては、常任会議終了後、第2回の農業会議監査会を開催しますので、情報提供はございません。ご了承いただければと思います。

本日、提案をいただきました案件につきましては、全て終了させていただきました。会務全般について、皆様方から、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

●●常
任会議
員 ●番、●●でございます。農業委員会系統組織としての広島県農業会議で、一考していただきたい案件について説明したいと思います。

実は「農業用軽油免税書の交付の申請に係る耕作面積等証明書の発行について」という依頼が、それぞれの市町にいつていると思います。これについては、中身を見てもみますと、継続する方に対しては、こういう書類が必要ですと書いてあります。しかし新たに手続きするものについては一切書いてありません。

そういうことで、一つは新たに取る組む方、あるいは新たに免税措置を受けようとする方に対しての手続き的に必要なものを書いていないということがございました。

それを前提に、実はこういう書類をいただいたもので私が不審に思いまして、こ

の文書は9月14日付けで来ましたので、例年実施している軽油免税書、この交付申請を別紙要領に基づいて行うので、一つ農業委員会は耕作面積証明書の発行をお願いしたいという文章でしたが、私どもの安芸高田市では11月の13日と14日の2日間ほど行われました。

その中で疑問に思いましたので、一応、13日の交付の手続きが終わったのを待って質問に行きました。農業用の軽油免税書に係る受付あるいは交付要領は、新規受付が一切書いていないがどうなのかということ、私自身が身分を明らかにし、ここが一つ重要です。安芸高田市の農業委員会の会長としてお尋ねしたいというふうにいたしましたところ、向こうは証明書も名刺も渡さずに、答えは「新規手続きは本庁に来て手続きをしてください」と、それだけで終わるような話でございました。

それで、ここの文面の中に新規が書いていないのはなぜなのか、県民サービスの低下ではないだろうかというのが一点、さらには、県の出先の統廃合に基づいて、今まで安芸高田市の場合は、たぶん可部だったと思いますけれども、そこまで行かなくてはいけない。それが県庁に行くというようなことでもございましたので、それではおかしいのではないかと。広島県は新規就農を認めるような施策を推し進めているはずだと。

特に、私のところの安芸高田市から県庁の方へ行きますと、だいたい交通費で片道1,000円、往復で2,000円、それに耕作面積証明書が300円、その他のこの軽油免税の申請をするのに600円だったか、それを合わせると3,000円近くいるわけです。

そうすると、仮に1000の減税を求めようと思ったら、1032円ということになる。そうすると3,200円のために安芸高田市から広島に来るのですかという話になっていくということから、せっかく安芸高田市においでなら、その場でできるようなことはできませんかということをお尋ねしたのです。

そうすると、以前は行っておりましたと。しかし、トラブルが多いものですか、それはやめましたということでした。それで、再開する意思はないのかということ、トラブルが多いのでやめたということの一点張りでした。

そして、私がそういう話をしておりますと、その中である方が、軽油免税の分について、漁港、魚などの関係のところは、その組合がそういう取り扱いをやっておられると。ですから、JAでそういう取り扱いをしてもらったら、わざわざ県庁

まで来られなくてもできますよというような話もありました。

等々そういう話をして、どうもおかしいと。けれども、今日の会議でこういう発言をしていいのかどうか、私も悩みましたので、●●さんに電話して、こういう話をしていいですかとお聞きました。それは構いませんということだったのです。実は昨日ですか、県の農業技術課から西部の県税事務所の方へ確認してもらったところ、新規の受付も安芸高田市へ来られたときに受付ますよという返事もらったということでした。そこに私との差異があるのです。

それで、今日はワードで打って、かなりミスっておりますが、私は当日聞いたときに全部、こうやってメモしながら聞いたのです。その中で、本庁に来てくれないとできないということでした。それなのに、早くいえば県庁の中では、要するに行ったところで受付ますよというような発言をしているということなのです。

10当たり32円の減税ですが、安芸高田市から広島市に行くと、先ほども言いましたように、交通費・手続き等を考えて往復料金等を含めると3,000円ぐらいかかる。では、例えば1,000l使っても32円の減税ですから32,000円。しかし、大きな法人ならばそういうのはいいでしょうけれども、小さな経営体の仮に1ha程度のところで、ドラム缶を2本も使うようなことはないだろうと。ドラム缶で行きますと、今は400l入りますよね。そうすると、32円を掛けますと12,800円。そんなのでわざわざ行きますかというようなこと。

こういった県の対応は、やはり考えていただかないと。せっかくおいでなら、その時に書類が整うように、あらかじめこういう書類を揃えてと、こういう要領にも書いてあればいいですよ。それも書いていない。

そして、さらには、けんもほろろといいますか、要するに受けようとするのなら県に行きなさいと。では、書類はどこにあるのですかという、何もない。こういう県の姿勢は断じて許すことができないということで、私は広島県、この農業会議が、やはり問題提起の一つとして捉えていただいて、県知事に要請していただきたい。こういう考えを持っております。

それで、今日は実はほかの県議員にも少し話をしました。ほかにも通してやろうとは思っておりますが、まず筋道としていけば、農業委員会を通してこういう申請があったのですから、農業委員会系統組織の役割として、農民を守るならば、そういうことも。わざわざ3,000円の経費を使って、3,000円ぐらいの減税を受けるた

めに誰が行くのですかという話です。

これがまた、なぜそういうところに行ったかというところは言わなかったのですが、実はこの案件があるその日に、農家の方と話をしたのです。それで、あなたは行っているのかという話をしましたところ、行っていないと。その方は、家で今までは6反ぐらいしか作っていなかったのですが、近所の方がいろいろと耕作不能になっていったというようなことで、おおかた1町ぐらい増やされて、今、1町5反ぐらい作られているから、それなら受けられたらいいのにと。

ただ、電話をしたら県庁に来いと言われてたと。それは行かれやせんよと。そんな時間と経費があるのだったら仕事をしていないと、こっちが間に合わないよと。一人で、それをやっておられる方です。

そういうのを受けて、今の西部県税事務所の軽油税課の方に申し上げたわけです。それで、私は身分を明らかにして言ったけれども、向こうは名前も語らない。しかも、人員は6人ぐらいと言っていました。そして、そういう対応だと。いかにもばかにした話ではないのかと。農業をいかに考えているかという一端が、今の軽油税課の対応に見られるのではないかということで遺憾に思っているということです。

私の怒りがそのままいったようなことになりましたが、こういったかたちで聞きながら書いたメモを元に話させていただいたということで、県庁の中でのやりとりでは、現場に行っても受け付けますよと言われていたようですが、何をきれい事を言ったのかなというように思っております。

以上で、私の懸案とさせていただきますので、一つ、会長さんをはじめ、県知事さんの方へ申し入れをしていただければと思っております。

事務局

この件につきましては、事務局で一端お預かりしたいと思えます。過去の経緯等を整理したものをいただいて、窓口で話をさせていただきます。それをした後にどうだという話になりますので、そうさせていただきますと思えます。

●●常
任会議
員

それも筋道の一つだと思うのですが、それでも筋道を通して、きちんとしたルートを行けばいいのですが、それがいきなり言うてはいけないからとあって、私も●●さんに断りを言って、県庁の回答もそういうことでしたと聞いたものですから、

今日さらに発言したわけですね。それも踏まえて、よろしく申し上げます。

事務局

今日は録音をとっていますので、いつ何があったかというのは分かりますし、どなたが安芸高田市にいたかというのも、6人ぐらいおられると言われましたが、それも分かるのでしょうか、安芸高田市の方では。分からないのですか。

●●常
任会議
員

さあ、名前はわからないと思います。聞いてみてもいいですが。

●●主
幹

安芸高田市では分からないかなと思うのですよ。

●●常
任会議
員

11月13日の2時45分ぐらいに私が行っています。その方には名刺もお渡ししていますから。

事務局

これは、会場はどこでやっていたのですか。

●●常
任会議
員

会場は、安芸高田市役所文化センター4階の402研修室というところでございます。

事務局

では、県の方とも相談しながら、窓口の方にも当たってみて、事実関係を確認して、制度がどうなっているかというのがまず一つありますから。本来、そのように現場で対応できるものではなかったのかということもありますので、そこも合わせて確認させていただきたいと思います。

それから、どうするかという話をします。

●●常

いえいえ、現場でやらなかったというのは、トラブルが多いから、時間を食うか

任会議 員 　　らやらないと言うんですよ。そして、もともと言えば、県庁の出先機関の統廃合をやれば、安芸高田市の方から見れば、広島市に行くのは便利が悪くなるんです。

　　それで、せっかく来ていただいたときに全部できればいいけれども、それができないから、こういう話をしている。

事務局 　　はい、それはお聞きしました。それで、こちらの方の県農業技術課を通じて出てきたのは、現場でできるはずだという回答があったということも確かなのでしょう。

●●常 任会議 員 　　いやいや、それはそう言われたのか知りませんが。

事務局 　　その辺の相違点を、まずどうなっているかという整理をします。

●●常 任会議 員 　　6人いますが、私は、こうやってその場でメモして、そのメモを持ってきてやるということです。

事務局 　　はい。そのへんを農業技術課とも調整しながら話を確認させていただくということで、この場でお預かりしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 　　おっしゃっておられることの理解はできましたので、事務局とまとめていきたいと思っております。
　　ほかにございませんか。

●●常 任会議 員 　　6番の●●です。メガソーラーの件です。私は相談というか、申請は出ていないのですが、柑橘の上にメガソーラーをやってもいいかというふうな相談を受けています。以前、農水省の指針が年内に出るということを聞いていたのですが、その農水省の方も、この12月末までに指針を出すようですか。それをお聞きしたいので

すが。

●●主
幹

1 1月の初旬ですか、『全国農業新聞』にその記事が出ていて、その記事の中では年内という書き方をされていたと思います。その辺を中国四国農政局に少し聞いてみました。2、3週間ぐらい前に聞いてみたところ、あれは年内と書いてあるが、おそらく年度内中だろうという話でした。

●●常
任会議
員

では、ついでなので私もいいのでしょうか。ちょうど●●さんが言われたからですが、私はソーラーパネルの件も、同じように質問事項として書いている。そして、これについては今日は言うまいかなと、意見だけということですが、問題は、どちらにしても考えないといけないのは、今日みたいに6件出たのです。ソーラーパネルの問題。

ただ、まだ出ていないのが、屋根付きと言いますか、3 mぐらいの高さの下で農業を営む。こういうのが、ちょうど9月28日の『全国農業新聞』に出ました。そういうのもあるし、今から農業委員会も相談を受ければ、どう答えたらいいのだろうか。

それは国の意向もあるでしょうけれども、三重県伊賀市は、三重県とそこの農業委員会とが検討して、3件の条件、要するに農作業できる高さ3 m、日照は一定程度確保されること、パネルの下が土であることなどを通して、根巻コンクリートをどうしてもやりますが、そういった条件をもとにやれば、施設全体は農地転用に当たらないという判断をしていますね。

これを広島県においても早急に、国待ちではなくて、やっていいのではないかなというのも一つあって、申し上げようかと思っていました。2件も3件も出してはいけないと思って遠慮しておりましたが、ちょうど片山さんからおっしゃっていただきましたので、これもつけ加えさせていただきます。

議長

確かに、今おっしゃったことは、前回もそういうお話をおっしゃっていただきましたね。本当に対応すべき事項であるということを書いていただいております。早急に、こちらの方の結論も出すべきではないかと思っておりますので、またいろいろと審議をさせていただければと思います。

ほかにはございませんか。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議長

ご質問はないようです。次回の常任会議員会議は、12月18日火曜日の午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

会議員の方々には、大変ご苦労さまでした。これからもよろしく願いいたします。

15:06【終了】

